

5条の補足

- (1) 運行管理者の業務を補助させるための者に対する指導及び監督を行う。

7条の補足

- (1) 休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設ならびに睡眠に必要な施設を適切に管理する。

8条の補足

- (1) 点呼はアルコール検知器を用いて点呼簿にその可否を記入する。

16条の補足

- (1) 運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指導を行い、事業用自動車の運転者に携行させ、及びその保存をする。

26条の補足

- (1) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車に踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に、赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備える。

制定 昭和 37 年 4 月 1 日

改定 昭和 41 年 4 月 1 日

改定 昭和 53 年 9 月 1 日

改定 平成 23 年 4 月 1 日